

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成11年 7月19日

住 所 北海道北斗市七重浜1丁目8番1号

氏 名 日本公防株式会社
代表取締役 葛西 祐康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西川 将人

許可の年月日	平成11年7月19日	許可番号	上環生第4259号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 廃プラスチック類		
設置場所	北海道旭川市流通団地3条4丁目20番1		
処理能力	14.4t／日（8時間） 1.8t／時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成22年8月25日許可証書換え交付

(日本工業規格 A列4番)